

令和3年度人権同和問題啓発強調月間実施要領

1 趣旨

同和問題をはじめとする人権問題を解決するためには、県民の間に人権尊重の理念を普及させ、それに対する理解を深めることが必要である。このため、8月を「人権同和問題啓発強調月間」と定め、この期間中に各種の啓発活動を集中的に実施する。

県民が様々な人権問題に触れ、自らもその課題解決の主体であるという認識を深める機会を創出することで、一人ひとりの人権が尊重され、人権文化が息づく「共生社会」の実現に資することとする。

※ 「同和対策審議会答申」が出された昭和40年8月11日にちなみ、本県では、8月を「人権同和問題啓発強調月間」と定めている。

2 期間

令和3年8月1日から8月31日までの1か月間

3 期間中の主な啓発活動等

行事名等	実施時期	実施場所	内 容
テレビスポット	8月中	民 放 4 社	15秒スポットによる強調月間の広報
ラジオスポット	8月中	M B C ラジオ エフエム鹿児島	20秒スポットによる強調月間の広報
インターネット 広 告	8月中	YouTube Yahoo!	インターネット広告による強調月間の広報
ポ ス タ ー ・ パンフレット	年間	鹿 児 島 県 内	ポスターの掲示 パンフレットの配布等
人権に関するポ スターコンク ール（作品募集）	8月1日 ～ 9月30日	鹿 児 島 県 内	県内の小・中・義務教育・高等学校、 特別支援学校の児童生徒及び一般 から人権に関するポスターを募集
懸 垂 幕 掲 示	8月1日 ～ 8月31日	各 地 域 振 興 局 各 支 庁	懸垂幕による強調月間の広報